

# 学校人権教育指導方針

太田市教育委員会  
学校教育課

本指導方針は、「群馬県人権教育充実指針（群馬県教育委員会、平成19年3月）」をもとに、太田市内の各学校の現状を踏まえて策定するものである。

群馬県教育委員会の平成22年度人権教育推進状況調査の市内44校の結果等をもとにした成果と課題の分析から、太田市の課題解決のための方策を「本年度の指針」として示した。44校は、小学校26校、中学校16校、特別支援学校1校、市立高校1校である。

## 人権教育の充実～平成23年度学校教育指導方針及び指導の重点より～ (具体方針)

いじめや差別など人権にかかわる諸課題を正しく理解・認識させ、解決へ向けた実践力を育てるため、発達の段階や地域の実態を踏まえ、全教育活動をおして計画的に人権教育の推進を図るとともに、家庭や地域社会への啓発に努めます。

### (指導の重点)

- 人権教育の基盤である常時指導を充実し、指導案の中で「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践したり、人権週間や人権集中学習における学習内容を改善したりするなど、児童生徒の人権意識を高める指導の工夫に努めましょう。
- 教職員が自ら人権尊重の態度を身に付けられるよう、校内研修をはじめとした各種教職員研修に努め、啓発資料・通信・Webページ等による情報提供等により保護者や地域への啓発に努めましょう。

## I 太田市の人権教育の現状を踏まえた本年度の指針

※ 数字は、22年度の校数→23年度の校数（全44校） ◎は全校実施項目及び増項目、△は減項目

### 1 組織・計画に関すること

#### 【現状】

- ①校長のリーダーシップのもと人権教育の推進体制を整備し、教職員の共通理解を図りながら人権教育を推進している。【実施校】44→44◎
- ②学校運営組織に人権教育主任（担当者）を位置づけている。【実施校】44→44◎
- ③人権教育主任（担当者）が、人権に関する諸計画の企画立案、人権教育に関する研究部の統括など学校全体の指導的役割を果たしている。【実施校】44→44◎
- ④教育活動全体で人権教育を行うことを示すため、人権教育の全体計画を作成している。【実施校】44→44◎
- ⑤全体計画に基づき、各教科、領域、総合的な学習の時間等の関連を考慮した人権教育の年間指導計画を作成している。【実施校】40→43◎
- ⑥自校の人権教育の取組について、点検・評価を行い、それに基づいて改善がなされている。【実施校】38→39◎
- ⑦いじめや児童虐待に組織的に対応できる校内体制を整備している。【実施校】44→44◎
- ⑧組織・計画上の課題について記入した学校（自由記述）。
  - ・人権教育の取組みについて、成果の検証が必要である。（中学校）。
  - ・年間計画は24年度に向けて作成予定（中学校）。

#### 【本年度の指針】

※「人権感覚チェックリスト」等を利用して、自校の人権教育の取組について、点検・評価を行い、それに基づいて改善を行いましょう。

### 2 児童生徒の指導・支援に関すること

#### 【現状】

- ①人権教育の基盤である常時指導を意識して行っている。【実施校】43→44◎
- ②「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業実践に取り組んでいる。【実施校】37→44◎

- ③人権週間、人権集中学習等を設定している。【実施校】43→42△
- ④総合的な学習の時間に人権に関連した内容を取り上げている。【実施校】39→42◎
- ⑤『共に生きる』（中学生学習教材）を授業で活用している。（中・高等学校、中・高等部のみ回答）【実施校】10→12◎
- ⑥人権に関連した体験活動（交流活動等）に取り組んでいる。  
【実施校】37→41◎
- ⑦参加体験型学習の手法を用いた指導に取り組んでいる。【実施校】30→34◎
- ⑧組織・計画上の課題について記入した学校（自由記述）。
  - ・人権週間などで実施する啓発活動の活動内容が、啓発に適切であるか、もう一度精選した上で、実施していきたい。（小学校）
  - ・日頃から人権意識を高めていく。（小学校）
  - ・普段の生活で生かせるように、授業の中で人権教育における課題を多く扱う必要がある。（中学校）。

#### 【本年度の指針】

- ※人権週間、人権集中学習等を設定しましょう。
- ※参加体験型学習の手法を取り入れた教材、『共に生きる』（中学生学習教材）を活用した授業実践に取り組みましょう。

### 3 教職員の研修に関すること

#### 【現状】

- ①人権教育に関する校内研修を実施している。【実施校】44→44◎
- ②「群馬県人権教育充実指針」を活用した研修を実施している。【実施校】33→31△
- ③教職員の人権感覚を高めるための研修に取り組んでいる。【実施校】37→38◎
- ④人権に関する教材・資料を収集、書籍、環境整備に取り組んでいる。【実施校】36→39◎
- ⑤研修の目標内容方法等についてまとめた研修計画を作成している。【実施校】20→20◎
- ⑥人権に関する諸条約や法令等に関する研修に取り組んでいる。【実施校】12→8△
- ⑦人権の重要課題に関する研修に取り組んでいる。【実施校】25→30◎
- ⑧人権教育に視点を当てた研究授業等を実施している。【実施校】28→30◎
- ⑨参加体験型の手法を用いた研修に取り組んでいる。【実施校】12→14◎
- ⑩学校を代表して参加した人権教育に関する研究協議会等での研修内容を資料を添えて報告し、共通理解を図っている。【実施校】36→35△
- ⑪教職員の多くが人権教育の構造的指導について理解している。【実施校】35→36◎
- ⑫教職員の多くが「人権教育で育てたい能力・態度」を理解している。【実施校】42→44◎
- ⑬教職員の多くが児童虐待における学校教職員の義務を理解している。【実施校】42→44◎
- ⑭教職員の研修に関して課題（自由記述）。
  - ・人権感覚を高めるための研修を実施できなかったため、教職員に対して、きちんと研修を行い、人権についての共通理解を図りたい（小学校）。
  - ・今後、年間を見通した計画的な研修に取り組み、さらに理解を深めて生きたい。（小学校）。
  - ・意図的な研修会を設定する必要がある。（小学校）。
  - ・人権主任が研修に行った資料を今後はより活用したい。（小学校）。
  - ・人権主任が校内において、人権感覚を高めるような研修を企画・実施することを積極的におこなう必要がある。（中学校）。
  - ・人権教育についての共通理解を図るため、研修の時間をより多く設定する必要がある。（中学校）

#### 【本年度の指針】

- ※研修の目標内容方法等についてまとめた研修計画を作成しましょう。
- ※「群馬県人権教育充実指針」を活用した校内研修を、年度始めに必ず実施しましょう。
- ※参加体験型の研修を校内で実施したり、人権に関する授業資料や各種研究協議会等の報告を回覧したり、C4thの掲示板に掲載したりして、共通理解を図りましょう。

### 4 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

### 【現状】

- ①『みんなの願い』（小学校）を保護者会等で説明し、アンケート等を実施するなど活用を図っている。（小学校・小学部のみ回答）【実施校】15→11△
- ②通信、Webページ等により人権教育の取組について情報提供している。【実施校】41→41◎
- ③人権教育に地域の人材を生かしたり、地域へ自校の人権教育の取組を紹介したりするなど地域との連携を進めている。【実施校】23→29◎
- ④保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関して課題（自由記述）。
  - ・継続的に啓発活動をする必要がある。（小学校）
  - ・地域人材等を活用することにより、身近な人権問題を理解する必要がある。（中学校）
  - ・地域人材を生かした取組みができなかったため、今後計画したいと思う。（中学校）

### 【本年度の指針】

- ※『みんなの願い』（小学校）を保護者会等で説明し、アンケート等を実施するなど活用を図りましょう。
- ※人権教育に地域の人材を生かしたり、地域へ自校の人権教育の取組を紹介したりするなど地域との連携を進めましょう。
- ※命の大切さ、人権をテーマにした道徳等の授業を公開したり、地域の人々などから話を聞く取組を行ったりして、地域及び関係機関等との連携に努めましょう。

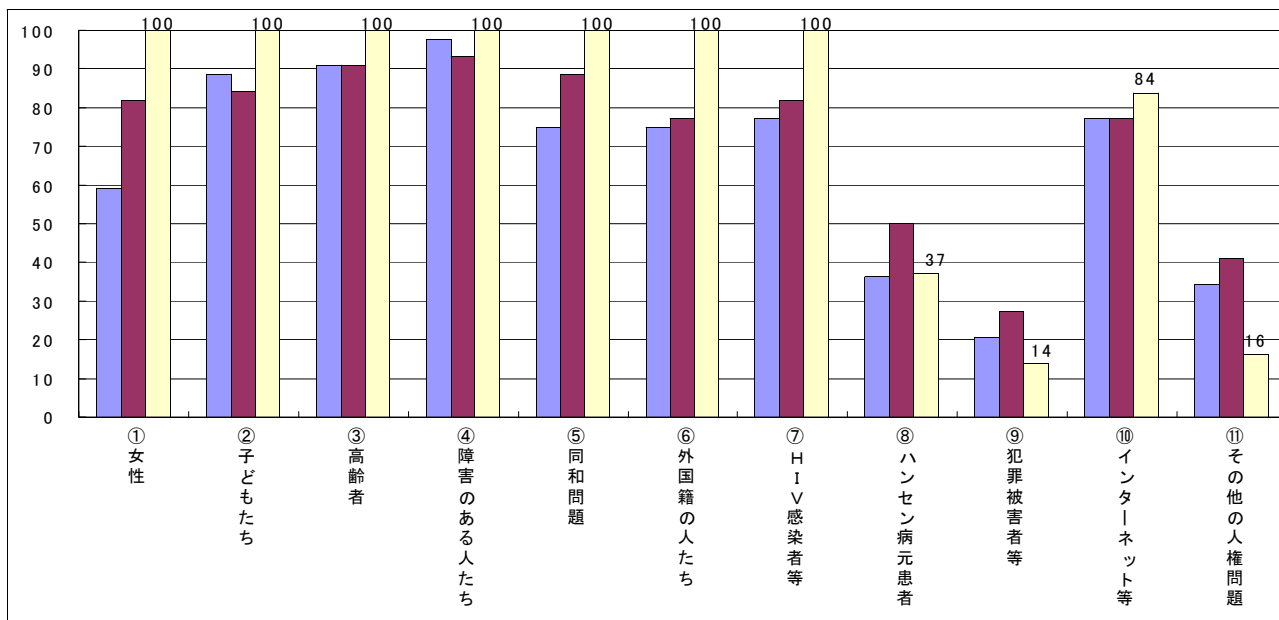
## 5 重要課題（11項目）に対する取組に関すること

### 【現状】

- ① 21年度に比べて22年度の重要課題に対する授業実践は、「女性」「子どもたち」「高齢者」「障害のある人」「同和問題」「外国籍」「HIV感染者等の人たち」で増加し、各校の努力が伺える。
- ② 人権教育の11項目の重要課題についての、授業の取組は以下のとおりである。

縦軸は%

『重要課題に対する取組（授業）』



- ・ グラフは左から20年度、21年度、22年度
- ・ 22年度は小・中・高対象

### 【本年度の指針】

- ※人権教育の11項目の重要課題について、継続して取り組みましょう。
- ※重要課題①～⑦については全校で実施しているので、本年度は「インターネット等」の課題についての授業に、全校で取り組みましょう。

- ◎ 授業での取組内容は、別紙「重要課題についての取組」を参照のこと。

## II 取組の重点

### 1 児童生徒の指導・支援

- (1) 人権感覚育成のために常時指導・間接的指導・直接指導を構造的に行う。
- (2) 「わかる授業」の実践や、人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）を明確にした授業実践をする。
- (3) 人権集中学習等において、計画的・系統的に指導の工夫を図る。
- (4) 豊かな人間性を育むため、交流や模擬体験など多様な体験活動を取り入れる。
- (5) 児童生徒の悩みや不安を解消するための教育相談、進路指導の充実を図る。
- (6) 児童生徒一人一人に応じた生徒指導の充実をはかるため、スクールカウンセラー（全中学に一人）、悩みごと相談員（全小中特）、生徒指導嘱託員（強戸中、尾島中、生品中の3人）との連携協力を図る。

### 2 研修、指導体制の確立

- (1) 「群馬県人権教育充実指針（県、平成19年3月）」をもとに、児童生徒・地域の実態を踏まえた人権教育の目標・全体計画・年間指導計画を作成するとともに、実践を通して改善を図る。
- (2) 職員が協力して、「女性」「子どもたち」「高齢者」「障害のある人たち」「同和問題」「外国籍の人たち」「H I V感染者等の人たち」「ハンセン病元患者の人たち」「犯罪被害者等」「インターネット等による人権侵害」「その他の人権問題」の11項目の重要課題に対して、児童生徒の実態に応じて、各教科・領域においての直接的指導の推進を図る。

### 3 教職員研修の充実

- (1) 人権教育主任等が中心となり、教職員の人権尊重の態度を身に付ける研修会の企画
- (2) 研修会・講習会・研究発表会・研究集会等への参加
  - 人権感覚育成実技研修会（県）19年度から3年間で全学校教諭1名が受講
  - 人権教育研究懇談会（伊勢崎文化セ、22年度12月）19年度から各校1名以上参加要請
  - 太田市教育関係者等人権講演会（社教センター、22年度3月）
- (3) 群馬県教育委員会や関係機関から啓發文書・資料等の配布とその活用
- (4) 学校訪問指導・初任者研修での人権感覚の指導助言
- (5) 県教育委員会・東部教育事務所及び関係諸団体との連携
- (6) 各種実践推進校の指定・充実 ①～②前橋地方法務局・太田人権擁護委員協議会

①平成22年度「人権の花運動」（実施校9校）（前橋地方法務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）

九合小、鳥之郷小、休泊小、宝泉南小、宝東小、駒形小、太田養護、木崎小、藪塚本町小

②平成22年度「全国中学生人権作文コンテスト」（実施校4校）（前橋地方法務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）

宝泉中、毛里田中、尾島中、綿打中

③親子で読める子どものための人権冊子「種をまこう」配布（実施校3校）（前橋地方法務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）

鳥之郷小、駒形小、宝泉小

④平成23年度「東部教育事務所」「太田市教育委員会」指定人権教育実践推進校（1校）

九合小（平成22年度～23年度）

### 4 保護者への啓発活動

- 学校・学年だよりでの情報提供や人権をテーマにした道徳・各教科などの公開授業、PTA講演会など保護者への啓発活動を積極的に推進する。